

1. 商品名	個人向け国債
2. 取扱種類	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け利付国庫債券（変動・10年）：【以下「変動10年物」】 個人向け利付国庫債券（固定・5年）：【以下「固定5年物」】 個人向け利付国庫債券（固定・3年）：【以下「固定3年物」】
3. 金融商品取引契約の概要	募集等の取扱い
4. ご利用いただける方	個人のお客さま
5. 手数料など諸費用	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債を募集により購入される場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 個人向け国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。 変動10年・固定5年・固定3年共通 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
6. 購入方法 (1) 購入単位 (2) 購入対価のお支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 額面1万円単位 ご購入のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ該当ご注文にかかる代金をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
7. 金利	<ul style="list-style-type: none"> 「変動10年物」は6ヵ月毎に市場動向に応じて適用される利率が変動する変動金利です。 「固定5年物」「固定3年物」は固定金利です。
8. 租税の概要	<ul style="list-style-type: none"> 国債等公共債の利子については、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%（*）、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。 *利子に対し、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。 確定申告することにより、利子は上場株式等の譲渡損失と損益通算できます。 源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）に利子を受け入れた場合、特定口座内の譲渡損失と自動的に損益通算されます（確定申告は不要です）。 損益通算の結果、控除しきれない譲渡損失や償還差損の額については、確定申告により翌年以降3年間繰り越すことができます。 *個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。 法令で定められた条件を満たすお客さまは、購入申込時に、申告等所定の手続きを行うことにより、マル優・マル特（非課税貯蓄制度）の取扱いを受けることができます。 <p>※今後の税制改正等により、内容が変わることがあります。 ※具体的な税務上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。</p>
9. 譲渡の制限	<ul style="list-style-type: none"> 償還日の9営業日前（償還日を含みません）から償還日の前営業日の間、および利払日の9営業日前（利払日を含みません）から利払日の3営業日前（利払日を含みません）までの間は、お取引はできません。 発行日から1年未満の中途換金はできません。ただし、個人向け国債保有者ご本人が亡くなられたとき、および災害救助法の適用

	<p>となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合で、災害救助法が適用された市町村に居住されている、個人向け国債保有者の方の場合は、上記にかかわらず中途換金できます（被災されたことを証明する公的機関が発行した書類が必要です）。</p>
10. 振替決済口座	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債は、国債振替決済制度に基づく振込国債での取扱いであり、本券（証券）は発行されませんので本券のお引出しはできません。 利子・償還金および中途換金（売却）代金は、お客さまがご指定された預金口座に自動的に入金されます。
11. クーリング・オフの適用	個人向け国債等公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありませんので、約定成立後は、注文の取消や訂正はできません。
12. 元本欠損のリスクとその要因 (1) 信用リスク (2) 中途換金コスト	<ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債は、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。 中途換金時は元利金から以下の中途換金調整額が差し引かれます。 【変動10年物・固定5年・固定3年共通】 発行日より1年未満： 過去に受取った利子（税引前）相当額×0.79685 ＋経過利子相当額 発行日より1年以降： 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685 中途換金時の受取額は、中途換金調整額を差引いた金額となることから、受取金額が額面金額を下回ることがあります。
13. お取引残高等の通知	<p>残高や取引明細等を記載した「取引残高報告書」を送付します。作成要件は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3・6・9・12月末を作成基準日として作成されます。作成後、翌月中旬頃に送付します。 期間中（各作成日の月を含む前3ヵ月間）にお取引がなかった場合は作成されません。 上記②にかかわらず、3月末に債券取引口座に残高があるお客さまには、お取引がなくても作成します。 作成基準日までにお申込みいただいたお取引でも、約定日がその作成基準日以降となる場合は、翌期に作成されます。
14. その他	個人向け国債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でご購入の個人向け国債は、投資者保護基金の対象ではありません。
15. 登録金融機関業務の内容および方法の概要	<p>当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、国債のお取引を行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人向け国債のお取引にあたっては、債券取引口座の開設が必要となります。 お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ該当ご注文にかかる代金をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。 ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等のお取引に必要な事項を当行所定の書面にご記入のうえご提出いただきます。これらの事項を記載されず、あるいはご提出いただけなかったときは、原則として、お取引ができません。 ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客

	<p>さまにお渡しします。（郵送による場合を含みます。）</p>
16. 金融ADR制度（苦情処理措置及び紛争解決措置）のご案内	<ul style="list-style-type: none"> ・金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を図る制度です。 ・当行は、「一般社団法人全国銀行協会」または「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより、登録金融機関業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。（受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までです。） <p>（金融ADR制度ご利用の際の連絡先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または03-5252-3772 ○証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号 0120-64-5005 <p>（FINMACは、公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。）</p>
17. 当行の商号等	<p>商 号：株式会社岩手銀行 登録番号等：東北財務局長（登金）第3号 加入協会名：日本証券業協会</p>